

# 無免許運転は絶対ダメ！！

## ●無免許運転の禁止！！

### 【道路交通法第64条第1項】

何人も、公安委員会の運転免許を受けないで自動車又は一般原動機付自転車を運転してはならない。

- ※罰則～3年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金
- ※行政処分～免許取消等（欠格期間2年、点数：25点）

氏名	警察 太郎	平成元年1月1日生
住所	〇〇県××市△△町□□番地☆☆	
交付	令和06年05月01日	
免許の有効期限	令和00年00月00日まで有効	
免許の条件等	AT限定、眼鏡等	
番号	第 123456789000 号	
二・小・原	令和00年01月01日	
他	令和00年01月01日	
二種	令和00年01月01日	

運転免許証

〇〇県公安委員会



自動車や二輪車、一般原動機付自転車を運転するには、その車両に応じた運転免許証が必要です。

運転免許には、大きく分けて、第一種免許、第二種免許、けん引免許があります。

第一種免許には、大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大特免許、大型二輪免許、普通二輪免許、小特免許、原付免許等があります。

## 無免許の人に車両を提供したり、無免許の人が運転する車両に同乗することもダメ！！

## ●自動車等の提供の禁止

### 【道路交通法第64条第2項】

何人も、公安委員会の運転免許を受けないで自動車又は一般原動機付自転車を運転することとなるおそれがある者に対し、自動車又は一般原動機付自転車を提供してはならない。

- ※罰則～3年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金
- ※行政処分～免許取消等（欠格期間2年）



## ●同乗の禁止

### 【道路交通法第64条第3項】

何人も、自動車又は一般原動機付自転車の運転者が公安委員会の運転免許を受けていないことを知りながら、当該運転者に対し、当該自動車又は一般原動機付自転車を運転して自己を運送することを要求し、又は依頼して、当該運転者が運転する自動車又は一般原動機付自転車に同乗してはならない。



- ※罰則～2年以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金
- ※行政処分～免許取消等（欠格期間2年）